

(案)

車両燃料等売買単価契約書

沖縄県宮古土木事務所長 ○○ △△ (以下「甲」という。)と、 □□ ×× (以下「乙」という。)とは、車両の燃料その他の消耗品等 (以下「燃料等」という。)の売買単価について、次のとおり契約する。

第1条 燃料等の売買単価は、別表のとおりとする。

2 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除する。

第2条 この契約の期間は、令和2年 月 日から令和3年3月31日までとする。

第3条 甲は、乙の指定する給油所において給油を受けるものとする。

第4条 乙は、前条により給油をしたときは、納品書を甲に提出するものとする。

第5条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第3者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第6条 乙は、燃料等を給油しようとするときは、品質・規格・数量等について、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した燃料等は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

第7条 乙は、契約燃料等を給油した分に対し、1ヶ月ごとにまとめて請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、1ヶ月使用の給油量を算出し、燃料等料金及び法令所定の消費税を甲に請求する。

3 本契約において、契約期間中途において法令所定の消費税額の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

第8条 第1条に定める契約単価を改定する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の事項に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められたとき。

(3) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

燃料等単価表

品名	規格	数量	単位	単価 (円)	備考
ガソリン	レギュラー	1	ℓ		消費税別
軽油		1	ℓ		消費税別 軽油引取税 (32.1円/ℓ) 込
混合油	25:1	1	ℓ		消費税別
エンジンオイル	エコノミー	1	ℓ		消費税別
パンク修理		1	本		消費税別
洗車（機械）外のみ	水洗い	1	台		消費税別
洗車（機械）外のみ	ワックス	1	台		消費税別
洗車（機械）車内清掃含む	水洗い	1	台		消費税別
洗車（機械）車内清掃含む	ワックス	1	台		消費税別